

イエナの經濟法研究所

Mitteilungen des Jenaer Instituts für

Wirtschaftsrecht. Schlussheft. 1937. 52 S.

吉永榮助

127

經濟法の意義、その體系に關して未だに定説とすべきものが見當らぬにしても、それが歐洲大戰を契機として新に生れた法律學の一部門であることは等しく人の認めるところである。即ち、それは、戰時體制下、經濟と法との關心が従前より一層昂まるにつれて研究を要望された法域であつて、この中に於て戰時體制中は元より、戰時體制より平時に復歸するに際して、又その後には於て發生した種々の經濟問題を法的方面より、言はゞ「法の武器」を以て理解せんとしたのであつた。その後に至りては、かかる實際的性格を離脱して經濟法を一箇の學的體系として樹立せんとする努力が盡され、就中 Nussbaum,

Goldschmidt, Geiler, Westhoff, Hedemann 等は斯學に著しき貢獻を爲した人々である。

イエナの經濟法研究所はこの新なる經濟法のために設立されたもので、一九一七年には不完全ながらもその形を爲し初め、一九一八年には定款が定められ、翌年より實際的活動を開始したのである。爾來、歲月を経て今日に及んで居るが、一九三六年十月一日、開設當初よりの所長たりしヘーデマンが伯林大學に招聘され、そこに新設さるべき經濟法研究所の所長として迎へられることに定つた爲め、イエナの研究所は一先づこゝにて休止符を打つことになつた。然しイエナの研究所は今後も更に繼續されて行くものと言はる。ヘーデマン自身にとつては、二十年もの間自己の手鹽にかけて育て上げて來た研究所に別れを告げることは骨肉を裂かれる如く辛いことであつたらう。彼の表記の學報に描いた「研究所の歴史」は彼の刻苦せし跡を縷々と述べて居るものであるが、その文中には後髪をひかれつゝ去り行く有様が所々に染み出て居る。以下これよりイエナの經濟法研究所に就い

て敍べんとするが、この事は經濟法に再び關心を向けられた現下の時局に照して無意義の業ではなからう。加之、經濟法研究所のゼミナールの内容の一端を前記學報の後半に *Motius* の識す所により知ることも、我々ゼミナール経験者にとつて教へられる所もあらう（學報には以上二つの文の外に、ヘーデマンの告別の辭が卷頭を飾つて居る。）

二

イエナ經濟法研究所の基本財産は、一九一七年創設の當初より *Ernst Abbe* の設立せる *Karl-Zeiss* 財團の寄附によつたものである。同財團より資金を仰いで法律の研究所を作らんとする考へは *Eduard Rosenthal* の最初懐いた所であり、同財團より多大の援助を受けつゝある大學、研究所の存立するイエナの町にして見れば別段突飛なものでもない。然しアッベの初めの意向は専ら數學並に自然科学上の學科の助成にあつたので法律學はその恩恵に浴すべくもなかつた。後に補充規定が設けられて、

漸く補助を受ける可能性が開かれた譯であるが、勿論アッベ自身は經濟法なるものを知らう筈がなく、財團の庇護に値するものとして僅かに「經濟學、商法・産業法」を示したに過ぎなかつた。だが、經濟法研究所なるものはこの財團の資金を得てイエナに設立される法律研究所としては、各方面から見て頗る時宜に適したものであつた。即ち、經濟的重要問題を法と結びつけることは財團の定款の思想たる、深き且つ力強き時流との間の架橋に適合したのみならず、又一方イエナの地に於ては夙に大戰前より、法はその孤立状態より出で、經濟と活潑なる結合關係に立たざるべからずとする達識が行はれ、『經濟と法』なる名稱の運動も一九一〇年この地に初聲を擧げて以來各地に波及せるものであつて、該運動は遂に同名の雜誌の發行に至つたのである。法律家自身に就て見るに、彼等は時恰かも法律の革新期に直面し、從來の法の舊殻を脱して何かしらより、高きもの、より、良きものへの思慕に燃えて居た。これより新たに叫ばれた方法は後に「法律事實の探求」と一括して稱されるものである

が、かくの如き漠然たる対象は研究所に相應しくないので、みならず、亦財團設立者の意思に悖るものであつた。以上の如き四圍の事情に鑑みると、經濟法こそ之等種々の動きの長所を採り入れて研究所の対象として選べるべき最適のものでなければならぬ。況やイエナには Heinrich Lehmann, Gerland, ヘーデマンその他多數のこの分野に造詣深き士が存するに於ては一層然りである。

言ふ迄もなく、同研究所は法學の研究所たるを要し、姉妹科學たる經濟學に壓倒されるものであつてはならぬ。この事は定款中に「それは法學上の研究並に法學上の教育に關するものにして、國民經濟學への干渉を意圖するものに非ず」と誦はれる所に徴しても明かである。然しそれを以て經濟學との絶縁を宣告したのでは勿論なく、却つて何物よりも經濟學の助力に俟つこと至大である。同時に研究所は獨逸國內の關係のみに限らず、廣く海外の法律をも取り入れる積りであつた。といふのは假令、政治上の平和がもたらされても、その後には續いて經濟戰爭が行はれることは實に瞭らかな事であり、その

攻撃防禦の手段として法律的要素が不可欠であると見られたからであるが、更に一般的に言へば比較法學が法律學の研究にとつて極めてみのり多き成果を持ち來すことにもよつたのである。定款中に「海外の法を顧みて」なる文句が挿入されたのはこれによるが、實際はこの點迄は充分に手が行届かなかつたらしい。

この經濟法研究所に對して、當時イエナの大學を支持せる四の小政府は多くの好意を寄せて滞りなく定款に署名し、カール・ツァイス財團からも取り敢へず半額の五十萬マルクの資金が支給せられたので即座に仕事を始める筈であつた。所がこゝに意外な重大障礙に逢着したのである。それは聞くに「怖ろしき戦後のインフレーション」(ヘーデマン)であつて、これにより研究所も一たまりもなく崩れるかとも見えた。がそれにも撓げず小規模ながらも仕事に着手したのである。然し貨幣價值の下落はその底止する所を知らず、忽ちにして最初の五十萬マルクを以てしては助手や女手の俸給さへ足りぬ有様となつて了つた。この間の苦惱はさこそと想はれるが、

幸にして實業界より追加の資金の獲得に成功し、辛うじて難所を切り抜けることが出来た。その資金を得た喜びをヘーデマンは何とも言へぬ感慨を以て語つて居る。

研究所の對内的仕事としては授業、ゼミナル、學術旅行、出張調査、圖書館の建設、文書資料の蒐集等である。經濟法の聽講に押し寄せて來た學生の數は非常なもので、到底教室では間に合はず、大學の講堂をも借りるといふ盛況であつた。之は當時の世態から見れば納得のゆく所で、長い間戦線にあつた學生達は歸るや否や、その半分は世界觀とか政治の問題に趨り、他の半分には經濟なるものが頭にこびりついて居たといふ。而もヘーデマンに言はせれば一方の半分から他方の半分へ連絡がない譯ではない。蓋し實際的法律問題と並立して「職業權」の如きイデオロギシユなるものも口に出つたり、又徒弟令の廢止、勞働組合の承認、八時間勞働の背後には世界觀的衝動及び趨勢が存すると見るからである。この點、彼の經濟法の定義に思ひ合すべきものがあらう。さて、かくの如き大勢の經濟法履修者達は就職難を突破

して何處へ行つたものであらうか。彼等はこゝに新しく「經濟法律家」(Wirtschaftsjurist)の名の下に、甚しく無統制に膨れ上つた經濟團體、事業會社の法律顧問として招かれ、これにより到る所、組織化が斷行されたのである。それ故、「君はどうして經濟法の講義やゼミナルに参加したか」と訊くと大抵の大戦参加者は「はい、私は特別に組織化才能の持主です。」と答へたものだつた。

圖書館の建設、文書資料の蒐集にも相當の苦心が拂はれた。尤もインフレーションにより資金缺乏せる上に、文獻が夥しい數に上つたので、初め「後世に残る價值」ある書物を選択する方針の下に運んで行つたものゝ、事實は時代遅れになつて了ふものが餘りにも多數を占め、結局、さうなつても尙且つ認め得る「發展的價值」しかもたないものをも入れざるを得なかつた。文書資料の蒐集は新聞の切り抜きより始め、その他記録書、營業報告書、慣用印刷物、協約、仲裁裁定、供給條項等が附け加へられた。とりわけ異彩を放つのは貨幣價值の下落に伴ふ増値資料 (Aufwertungsmaterial) の蒐集であつて、

この中には法律上並に學術上の資料は愚か、その當時の生活より直接出て来る通俗資料をも編入して居る點に注目すべく、その量も莫大のものに達して居る。佛國革命時代のアッシニヤ紙幣の本質の未だ充分解決を見ざる今日、ドイツのアッシニヤ時代の文獻として貴重のものなること言ふ迄もない。

研究所の對外的活動としては各地の講演、講習會、叢書の發刊、學報の發行等が擧げられる。叢書は一九二〇年より三六年に至る迄の間に十四冊程出して居る。之等のものに現はれた特色は經濟法なる印しの下に發展し得べき凡ゆる多様の素材を包含して居ることである。學報は本來ゼミナール出身者に時々研究所のやつて居る仕事、時事問題等を知らせるといふ極く狭い目的のために世に出されたのであるが、その後段々と學徒の數も殖え、又講習會その他各地で爲される講演等に關聯してその方面からも頒布を希望する者續出して行く一方、海外へも相當送り出されて居る。因に我が商大の圖書館には一九二九年の第十八分冊より惠贈を受けて居る。學報に

はヘーデマンが經濟法年報を缺かさず執筆するが、その他にも經濟學、哲學等の畑よりの錚々たる學者の勝れた論文も載つてゐる。

以上は、イェナ經濟法研究所の輪廓であるが、然らばこの種研究所の將來は？ヘーデマンは頗る前途洋々たるものありとし、次の如く結んで居る。「廣袤果しなき新天地はナチにより、亦經濟法に向つても開拓された。國家と經濟との關係は新なる光の下に登場したのである。現下の歴史的瞬間に於て、四箇年計畫により大規模に具體化されつゝある計畫觀念は、常に新なる問を湧出させる。經濟自治は我々の前に重要且つ困難なる問題として横はつて居る。獨逸の領域の來るべき領土構成は小聲にて經濟行政區劃をさゝやかせる。……かうして獨逸精神の下に事を爲し行く經濟法研究所には確かに充分の餘地が存する。」と。

三

最後に我々に關係あるゼミナールに就て少しく窺つて

見やう。ゼミナールの學生と言つても日本と異つて甚だ廣汎なるものであり、母校を離れて實際社會に活躍しながら尙且學問することを止めざる人々をも含めるのであつて、之等の人々が多年の經驗を基として極めて有益な報告を爲して居ることは何と言つても羨しき限りである。イエナに於けるゼミナール制度はゲルランドの移す所であるが、經濟法研究所のゼミナールは個人ゼミナールの名目にて行はれて居た。その題目は民法、勞働法、經濟法に跨つて居るが、今民法、經濟法に屬すると見られるものゝ中から若干の興味を惹くものを拾つて見る。民法に於てはその初め、戰爭の結末とインフレーションに影響されたものが多く、前者に於ては例へば「平和條約と私法」(Ehrhardt, 1920)「船主協定とその法律形式」(Plan, 1923)「メルサイエ條約による戰前契約の清算」(Fuchs, 1924)等があり、後者に就ては「本位制變動下に於ける正常年度貸借對照表の資産評價」(Arnold, 1921)「本位問題」(Fischer, 1922)「抵當權の評價」(Riem-schneider, 1923)等がある。經濟法の領域としては「經

濟法の概念」(Nipperdey, 1920)を初め、特に國家と經濟に關するものとしては、「社會化委員會」(Schoeler, 1920)「混合經濟企業」(Hamerking, 1923)「經濟行政區劃」(Wehnsdorfer, 1928)「フイヒテの社會主義と現代の共同經濟」(Ehrhardt, 1930)「帝國經濟省」(Adolf, 1930)等あり、尙電力に關するものとして、「電力權の基礎」(Tane, 1932)「獨逸の電力經濟組織」(Hoffmann, 1932)「新エネルギー經濟」(Ebbecke, 1936)が注目になる。總じてゼミナールは大した好成績を擧げたものゝ如く、ヘーデマン自身「先生と學生との間を格別に親密にし、經濟法の研究を收穫多き方法にて進行させた」と述懐を漏らして居るし、ムティウスも「恰かも學問的仕事のみが専らゼミナール員を結合する紐帶であるかの如く見えるが、事實は先生と學生との間の關係がゼミナールの特徴を爲すものである。然しそれは口で言へるものでなく體驗して見なければならぬ。」と述べて居る。我々はこの人達にも勝るとも劣らざる體驗の持主であることを誇りとする。(三七、二二、二二)